

# まんのう町「地域おこし協力隊」 募集要項



まんのう町

## 「地域おこし協力隊」を募集します。

まんのう町は、香川県の南西部に位置し、讃岐山脈から丸亀平野へと広がる、県内第3位の面積を有する町です。

町内には、弘法大師空海が修築したといわれる日本最大級のため池「満濃池」があり、平野部の稻作を支える水源としてのみならず、観光地としての名勝「満濃池」は四季折々の姿で人々を魅了しています。こういった、緑あふれる山々と、満濃池をはじめ土器川や金倉川など、水と緑に囲まれた美しい古き良き日本の景観を残す、今では数少ない地域です。

しかしながら、都市部への人口流出、少子高齢化、商業・農林業や伝統文化の後継者不足など、多くの問題を抱えています。特に中山間地域（琴南地区・仲南地区）においては人口減少、高齢化率の上昇、生産年齢人口の落ち込みが顕著であり、過疎化が進行し、空き家も増えている状況です。

これらの課題を解決すべく、町づくりのキヤッチフレーズである「元気まんまん まんのう町」の実現と発展に向け、住民と行政が協働で各種取組みを行っています。

特に、農業関係では、「ひまわり・そば」による地域振興を行っており、毎年7月には町内約15haにひまわりの花が咲きほこり、その種を搾った特産品である食用オイルは、平成30年度の優良ふるさと食品中央コンクールで農林水産大臣賞を受賞したほか、そばについては、標高約900mの棚田で原風景を守りながら栽培し、そば打ち道場なども開催し、関係人口を増やしています。

今回、このような取組みをさらに発展させるため、新たな視点と活力により、まんのう町を更に元気にしていただける人を「地域おこし協力隊」として募集します。



## 1 募集人員

1名（空き家・移住定住関係）

## 2 募集対象

- ① 令和7年4月1日時点で18歳以上の方
- ② 応募の時点で3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していても転出地が市街地である場合はこの限りでない。）等から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることに了承する方（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住・定着している者を除く。）

※特別交付税措置に係る地域要件確認表

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000847999.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf)

※地域おこし協力隊員の地域要件について

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862229.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862229.pdf)

- ③ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方
- ④ まんのう町内の集落内でなじむ意思があり、住民と共に地域活性化に取組む意欲のある方
- ⑤ 普通自動車運転免許を有する方（運転経験ある方）※日常的に必要です。
- ⑥ パソコン（ワード、エクセル、インターネット等）の一般的な操作のできる方

## 3 活動地域

空き家・移住定住関係：香川県まんのう町内（役場本庁が主な出勤地）

## 4 活動内容

町内の中山間地域の抱える様々な問題や地域振興（農業・商業・観光など）に関する協力活動を、主体的かつ、町民・行政・町内の団体などあらゆる人と協力・連携しながら活動を行ってもらいます。また、ケーブルテレビ、ホームページ、SNS等を通じて地域の魅力を情報発信し、地域住民はもとより町外の方々にもまんのう町の魅力を知ってもらう活動を行ってもらいます。一人の移住者として、住民として、行政職員として、お持ちの全ての知識や技術を最大限活かして、あらゆる観点からの問題提起や提言、実施・活動を行ってください。

具体的には、以下に掲げる活動を行っていただきます。

\*業務の変更範囲：職種等の変更なし。



## 【I】

○全国的に問題となっている空き家対策に関わってもらい、空き家の利活用に関する事や空き家の掘り起こし、移住・定住相談、現状調査等に関する活動、地域住民との交流に関する事などによる地域活性化についての活動。

※利活用可能な空き家調査、掘り起こし、空き家相談対応

※空き家所有者と移住希望者とのマッチング・アテンドツアーエ

※移住相談対応、移住フェア開催、移住者サポート活動

※移住定住に関する情報発信、移住者交流会等のイベント企画・運営等

※地域交流拠点整備、運営

(※主な活動内容の例で、具体的には相談しながら決定していきたいと思います)



## 5 雇用条件

【雇用形態】会計年度任用職員として任用。

【隊員の活動期間】委嘱の日（令和8年3月以降）から令和8年3月31日。

ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を考慮して、年度単位で更新することとし、最長で3年まで期間を延長することができます。ただし、期間中に協力隊員として相応しくないと判断した場合は、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

【報酬】月額233,000円

（この月額から社会保険料等の本人負担部分等が控除されます。）

なお、通勤手当及び期末手当はありません。

【就業場所】

空き家・移住定住関係：まんのう町役場本庁舎

\*屋内の受動喫煙対策：建物内禁煙（屋外に喫煙場所設置）

\*就業場所の変更の範囲：変更なし

【勤務日数及び時間】

勤務時間は8時30分から17時00分まで（1日7.5時間・週37.5時間）を原則とします。イベントなどで土日に勤務することもあります。（土日祝日勤務は振替休日対応）年次有給休暇あり。

ただし、祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除きます。

【福利厚生等】

- ① 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- ② 住居は、個人で民間賃貸住宅を借り上げ、町が借り上げ料（上限5万円）を手当として支給します。ただし、引っ越し費用は個人負担となります。
- ③ 光熱水費等、生活に必要な費用は個人負担となります。
- ④ 職務に従事する間は公用車の利用が可能です。ただし、日常生活の移動手段として、自家用車は必要不可欠ですので各自で用意していただくことをお勧めします。
- ⑤ 職務に従事する間に遭遇した事故・災害等については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例の規定が適用されます。
- ⑥ 活動に必要な備品の購入費や研修参加費等は、予算の範囲内で町が負担します。
- ⑦ 活動内容に関わる将来の自立に向けた副業は可能とします。
- ⑧ 地域活動などにも積極的に参加していただきます。

## 6 応募手続

### ① 応募受付期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月23日（金）**必着**

※郵送または直接持参してください。

※期間終了後も採用候補者が決定していない場合は、応募期間を延長します。

### ② 提出書類

・まんのう町「地域おこし協力隊」応募用紙

※様式はまんのう町ホームページからダウンロードしてください。

・住民票の抄本

※令和7年12月12日以降に取得した住民票の写しとします。

・普通自動車免許証の写し

注) 選考結果に拘わらず、提出書類は返却いたしませんのでご了承ください。

## 7 選考の流れ

### ① 第1次選考（令和8年1月下旬頃（予定））

書類選考を行い、速やかに結果を応募者全員へ文書で通知します。

### ② 第2次選考（令和8年2月中旬頃（予定））

第1次選考合格者を対象にまんのう町役場で面接を行います。日程等詳細については、第1次選考結果通知の際に合格者へお知らせします。なお、第2次選考に要する交通費等は個人負担となります。

### ③ 最終選考結果の報告

第2次選考終了後、速やかに第2次選考者全員へ文書で通知します。

※選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんのでご了承下さい。

## 8 その他（応募に関する質問等）

- ① 応募に関する質問については、別紙質問票により、電子メール又はファックスで受け付けます。（電話での質問はご遠慮ください。）
- ② 質問に対する回答については、電子メール又はファックスにより回答します。
- ③ その他、募集要項に掲載されていない事項については、設置要綱によるものとします。

## 9 申し込み・お問い合わせ先

まんのう町役場 地域振興課「地域おこし協力隊」係

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下430番地

電話：0877-73-0122 FAX：0877-73-0113

E-mail : [chiiki@town.manno.lg.jp](mailto:chiiki@town.manno.lg.jp)

町HP : <http://www.town.manno.lg.jp/>